



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県認定こども園の認定等に関する規則の一部を改正する規則	こども未来課
○長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	〃
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	自然環境課
・有害図書類の指定	こども未来課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁業振興課
・保安林の指定の予定	林政課
・道路の区域の変更	道路維持課
・道路の供用の開始（5件）	〃
◎ 公 告	
・特定非営利活動法人の設立の認証申請	県民協働課
・特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請	〃
・一般競争入札の実施	自然環境課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁業振興課
・土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定	農村整備課
・県営土地改良事業計画の決定	〃
・都市計画の図書の縦覧	都市計画課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂防課
・落札者等	建築課
◎ 正 誤	
・平成28年3月18日付け長崎県公報第10514号中	警察本部警務課

規 則

長崎県認定こども園の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第1号

長崎県認定こども園の認定等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県認定こども園の認定等に関する規則（平成18年長崎県規則第54号）の一部を次のように改正する。
目次中「第9条」を「第8条」に、「第10条―第18条」を「第9条―第14条」に改める。

第1条中「平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号」を「平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号」に改め、「認定こども園」の次に「(条例第3条各号に掲げる認定こども園をいう。以下同じ。)」を加える。

第2条の見出しを「(定義)」に改める。

第3条第4項中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改める。

第4条第1項第1号中「第3条第1号イ及び同条第2号イ(イ)」を「第3条第1号イ(イ)」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第3号及び第5号中「保育所等」を「保育機能施設」に改める。

第6条の見出し中「保育者の資質の向上等」を「保育者等の資質の向上」に改める。

第7条第1号中「専任職員」を「原則として専任職員」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条及び第12条を削り、第13条を次のように改める。

(認定の取消通知書)

第13条 知事は、法第7条第1項の規定により認定こども園の認定の取消しを行った場合は、当該認定こども園の設置者に対し、認定こども園認定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

第13条を第10条とする。

第14条を削り、第15条第1項中「第7条」を「第29条」に、「(様式第5号)」を「(様式第4号)」に改め、同条第2項中「第7条」を「第29条」に改め、同条第3項中「第7条第2号」を「第29条第2号」に改め、同条第4項中「第7条第3号」を「第29条第3号」に改め、同条を第11条とする。

第16条中「(様式第6号)」を「(様式第5号)」に改め、同条を第12条とする。

第17条を次のように改める。

(変更の届出書)

第17条 法第29条第1項の規定による変更の届出書は、認定こども園変更届出書(様式第6号)によるものとする。

第17条を第13条とし、第18条を第14条とする。

別表2の項中「認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容」を「認定こども園として配慮すべき内容」に改め、同項(3)中「短時間利用児及び長時間利用児」を「教育時間相当利用児並びに教育及び保育時間相当利用児」に改め、同表3の項(1)中「短時間利用児と長時間利用児」を「教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児」に改め、同表6の項中「小学校における教育との連携」を「小学校及び義務教育学校における教育との連携」に、「小学校教育」を「小学校及び義務教育学校における教育」に改め、同項(1)及び(2)中「小学校教育」を「小学校及び義務教育学校における教育」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

認 定 こ ど も 園 認 定 申 請 書

長崎県知事

様

設置者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第3項の認定を受けたいので、同法第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

認定こども園の名称	
認定こども園の 長の氏名	

認定こども園の類型	幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型 (該当するものに○)
事業開始予定年月日	年 月 日
認定こども園を構成する施設	(名 称) (所 在 地) (種 類) 幼稚園 ・ 保育所 (該当するものに○) (経営主体) (認可定員) 人
	(名 称) (所 在 地) (種 類) 保育機能施設 (経営主体) (届出定員) 人
利用定員	保育を必要とする子ども (満3歳未満) 人
	保育を必要とする子ども (満3歳以上) 人
	保育を必要とする子ども以外の子ども (満3歳以上) 人
	合 計 人
教育又は保育の目標及び主な内容	1 教育及び保育の目標や理念 (欄が不足する場合は別紙に記載)
	2 教育及び保育のねらい及び内容 (欄が不足する場合は別紙に記載)
	3 開園日数・開園時間 毎学年の教育週数 年間 週 開園時間 ・平日 : ~ : (教育時間 : ~ :) ・土曜日 : ~ : (教育時間 : ~ :) ・その他 : ~ : (教育時間 : ~ :) 休園日 毎週 曜日、 月 日～ 月 日 ・保育を必要とする子ども以外の子どもに対する長期休業 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
子育て支援事業の内容	1
	2

(注1) 子育て支援については、少なくとも省令第2条第1号及び第2号に規定する事業を行うこととし、その内容を記載すること。

【添付書類】

- (1) 職員の配置及び資格
- (2) 施設設備の状況
- (3) 1 食事の提供計画書
- (3) 2 食事の提供計画書 (外部搬入の場合)
- (3) 3 食事の提供計画書 (自園調理で調理業務を委託する場合)
- (4) 教育及び保育の内容
- (5) 保育者の資質の向上等
- (6) 子育て支援事業計画書

- (7) 管理運営等
- (8) その他知事が必要と定める書類

担当者職・氏名	
連絡先	

様式第2号を次のように改める。
 様式第2号（第9条関係）

第 号

認 定 こ ど も 園 認 定 書

設置者 住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

年 月 日付で申請のあつた認定こども園の設置については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進の提供に関する法律第3条第 項の規定により下記のとおり認定する。

年 月 日

長崎県知事

記

認定こども園の名称			
認定こども園の長の氏名			
認定こども園の類型	幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型		
事業開始年月日	年 月 日		
認定こども園を構成する施設	(名 称) (所 在 地) (種 類) 幼稚園 ・ 保育所 (経営主体)		
	(名 称) (所 在 地) (種 類) 保育機能施設 (経営主体)		
認定こども園の定員	保育を必要とする子ども 人	満3歳未満	人
		満3歳以上	人
	上記以外の子ども 人	満3歳以上	人
		合 計	人

様式第3号を削り、様式第4号を次のように改める。
 様式第4号（第10条関係）

第 号

認 定 こ ど も 園 認 定 取 消 通 知 書

設置者 住 所
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進の提供に関する法律第7条第1項第 号により認定こども園の認定を取り消したので、下記のとおり通知する。

年 月 日

長崎県知事

記

認定こども園の名称	
認定取消年月日	年 月 日
認定こども園を構成する施設	(名 称) (所 在 地) (種 類) 幼稚園 ・ 保育所 (経営主体)
	(名 称) (所 在 地) (種 類) 保育機能施設 (経営主体)
認定取消理由	

様式第4号を様式第3号とする。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

認 定 こ ど も 園 運 営 状 況 報 告 書

長崎県知事 様

設置者 住 所

氏 名 印

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第項の認定を受けた施設について、同法第30条第1項の規定により、運営の状況について次のとおり報告します。

記

認定こども園の名称			
認定こども園の長の氏名			
認定こども園の類型	幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型 (該当するものに○)		
認定こども園を構成する施設	(名 称) (所 在 地) (種 類) 幼稚園 ・ 保育所 (該当するものに○) (経営主体) (定 員) 人		
	(名 称) (所 在 地) (種 類) 保育機能施設 (経営主体) (定 員) 人		
報告日前日において 保育をしている 子どもの数 (月 日)	保育を必要とする子ども / 人 (%)	満3歳未満	/ 人 (%)
		満3歳以上	/ 人 (%)
	上記以外の子ども / 人 (%)	満3歳以上	/ 人 (%)
		合 計	/ 人 (%)
教育及び保育の目標並びに 主な内容	1 教育及び保育の目標や理念 (欄が不足する場合は別紙に記載)		
	2 教育及び保育のねらいや内容 (欄が不足する場合は別紙に記載)		
	3 開園日数・開園時間 教育週数 年間 週 開園時間 ・平日 : ~ : (教育時間 : ~ :) ・土曜日 : ~ : (教育時間 : ~ :) ・その他 : ~ : (教育時間 : ~ :) 休園日 毎週 曜日、 月 日~ 月 日 ・保育を必要とする子ども以外の子どもに対する長期休業 月 日~ 月 日 月 日~ 月 日 月 日~ 月 日		
子育て支援事業の 内 容	1		
	2		

(注1) 子育て支援については、少なくとも省令第2条第1号及び第2号に規定する事業を行うこととし、その内容を記載すること。

【添付書類】

- (1) 職員の配置及び資格報告書
- (2) 施設設備報告書

- (3)ー1 食事の提供報告書
- (3)ー2 食事の提供報告書（外部搬入の場合）
- (3)ー3 食事の提供報告書（自園調理で調理業務を委託する場合）
- (4) 教育及び保育の内容報告書
- (5) 保育者の資質の向上等の報告書
- (6) 子育て支援事業報告書
- (7) 管理運営等報告書
- (8) その他知事が必要と定める書類

担当者職・氏名	
連絡先	

様式第5号を様式第4号とする。

様式第6号中「(第16条関係)」を「(第12条関係)」に改め、「第 号」を削り、「認可外保育施設」を「又は認可外保育施設」に、「手続き」を「手続」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

認 定 こ ど も 園 変 更 届 出 書
 (兼幼稚園及び保育所変更届出書)

長崎県知事

様

設置者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

年 月 日 第 号で認定を受けた事項について、次のとおり変更しますので、届け出ます。

認定こども園の 名称及び所在地	名 称		
	所 在 地		
変 更 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			
備 考			

添付書類

変更内容が確認できるもの

様式第7号を様式第6号とする。

附 則

この規則は、平成29年2月3日から施行する。

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第2号

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年長崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(小学校及び義務教育学校との連携)」に改め、同条中「小学校教育」を「小学校及び義務教育学校における教育」に改める。

附 則

この規則は、平成29年2月3日から施行する。

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第3号

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成27年長崎県規則第21号の8）の一部を次のように改正する。

別表中「第3条」を「第4条」に改め、同表2の項中「小学校における教育」を「小学校及び義務教育学校における教育」に改め、同項(1)及び(2)中「小学校教育」を「小学校及び義務教育学校における教育」に改める。

附 則

この規則は、平成29年2月3日から施行する。

告 示

長崎県告示第63号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

平成29年度対馬自然の森案内業務委託

2 競争入札に参加することができない者

(1) 令第167条の4第1項に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。

(2) 次のアからカまでに該当する事実があつた後、2年間を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に業務執行を粗雑にし、又は数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その

他の使用人として使用した者

- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 業務執行に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の活動(営業)実績を有しない者
- (6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (7) 申請書の提出期限の日から入札期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を長崎県から受けている者又は受けるおそれがある者
- (8) 申請書の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者

3 競争入札参加者の資格要件

長崎県対馬市内に本社又は支社を置き、当該委託業務を円滑に遂行するために必要な人員及び適正な経理執行体制を有していること。

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間活動状況
- イ 営業（活動）年数
- ウ 従業（組織）員数
- エ 財務状況の確認できる書類

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の期間

この公告の日から平成29年3月3日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、この公告の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページからも入手することができる。

(3) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 法人にあつては、登記簿謄本
- イ 個人にあつては次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 印鑑届（様式第2号）
- カ 口座振替申込書（様式第3号）
- キ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は、添付すること。

(5) 申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒850-8570

長崎市江戸町2番13号

長崎県環境部自然環境課

電話 095-895-2381

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により申請者あて通知（郵送）する。

7 資格の取消し等

- (1) 資格を受けた者が、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととする。
- (2) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)から(8)に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間は競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。
- (3) 資格取消しの通知
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

(様式第1号)

競争入札参加資格審査申請書

長崎県が発注する業務に係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

長崎県知事 様

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

本社

--	--

郵便番号				-					
所在地									
フリガナ									
商号又は名称									
フリガナ									
代表者職氏名									
電話番号					FAX番号				

印

支社

--	--

郵便番号				-					
所在地									
フリガナ									
商号又は名称									
フリガナ									
代表者職氏名									
電話番号					FAX番号				

印

(次のいずれかの番号を○で囲むこと)

消費税及び地方消費税	
1 課税	2 非課税

目 次

- 1 誓 約 書
- 2 財 務 関 係 明 細 書
- 3 営 業 概 要 書

添 付 書 類

- 1 法人にあつては、登記簿謄本
- 2 個人にあつては、次のア及びイ
 - ア 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は、登記されていないことの証明書
- 3 県税に関し未納がないことを証する証明書
- 4 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 5 印鑑届（様式第2号）
- 6 口座振替申込書（様式第3号）
- 7 その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

1 誓 約 書

私は、長崎県自然環境課が実施する「平成29年度対馬自然の森案内業務委託」に係る一般競争入札の参加資格申請にあたり、告示2 競争入札に参加することができない者(1)～(9)のいずれにも該当していないことを誓約します。

また、入札参加資格を取得したうちは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

㊞

2 財務関係明細書

貸借対照表

年 月 日現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
有価証券		未払金	
商品・製品・仕掛品		未払費用	
原材料及び貯蔵品		賞与引当金	
前払金		その他流動負債	
短期貸付金			
未収金		固定負債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		退職給与引当金	
		その他固定負債	
固定資産			
有形固定資産		負債の部合計	
土地			
建物・構築物		資本の部	
機械・運搬具		資本金	
工具器具・備品			
その他有形固定資産		法定準備金	
		資本準備金	
無形固定資産		利益準備金	
電話加入権			
その他無形固定資産		剰余金	
		任意積立金	
投資等		別途積立金	
		当期末処分利益	
		(当期利益)	
繰延資産		その他	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損益計算書

(年 月 日から 年 月 日まで)

単位：円

経常損益の部	
営業損益の部	
(ア) 売上高	
(イ) 売上原価	
(ウ) 売上総損益 [(ア) - (イ)]	
(エ) 販売費及び一般管理費	
(オ) 営業利益 [(ウ) - (エ)]	
営業外損益の部	
(カ) 営業外収益	
(キ) 営業外費用	
(ク) 経常利益 [(オ) + (カ) - (キ)]	
特別損益の部	
(ケ) 特別利益	
(コ) 特別損失	
(ク) 税引前当期利益 [(ク) + (ケ) - (コ)]	
(セ) 法人税住民税等	
(ス) 当期利益 [(ク) - (セ)]	
(セ) 前期繰越利益等	
(シ) 当期末処分利益 [(ス) + (セ)]	

3 営業概要書

(1) 前2カ年の損益状況

	売上高 (A)	売上総損益 (売上高－売上原価)	当期利益 (税引後)	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直 前 事 業 年 度	千円	千円	千円	千円
基 準 年 度	千円	千円	千円	千円

- (注) 1 直前事業年度欄は、基準年度の直前1年間の事業年度の実績を記入すること。
2 基準年度欄は、基準年度（財務関係明細書作成年度）の実績を記入すること。

(2) 前2カ年の自己資本金の状況

自己 資本 額	区 分	資 本 金	資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	任 意・別 途 積 立 金	当 期 未 処 分 利 益	計
	直 前 の 事 業 年 度						
	基 準 年 度						

(3) 財務比率

利 益 率	$\frac{\text{当期利益}}{\text{総売上高}} \times 100 =$	千円 千円	%
固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産計}}{\text{長期借入金＋自己資本計}} \times 100 =$	千円 千円	%
流 動 比 率	$\frac{\text{流動資産計}}{\text{流動負債計}} \times 100 =$	千円 千円	%

- (注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(6) 従業（組織）員数（常勤の役員を含む。代表は除く。）

		技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合 計 人
従 業 員 数	総 従 業 員 数				
	支社等の従業員数 01	()	()	()	()
	02	()	()	()	()
	03	()	()	()	()
	04	()	()	()	()
	05	()	()	()	()

(注) ・支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。
 ・法人以外は、組織員数。

(様式第2号)

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

印 鑑 届



弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(様式第3号)

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

口座振替申込書

長崎県知事 中村 法道 様

平成 年 月 日

長崎県の委託業務に伴い支払われる代金は、すべて次の口座へ振込により受領したいので申し込みます。

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

[預金口座] 郵便局以外の金融機関を記入して下さい。

預金種別

- 1：普通
- 2：当座
- 3：別段

銀行 ()	支店 出張所	預金 種別	
口座番号 (右詰で記入)		口座 名義人 (漢字)	

[付記] 該当口座がある金融機関が記入する欄

金融機関コード	口座名義人 (カタカナ)																		
---------	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記のとおり証明いたします。

平成 年 月 日

所在地

金融機関名

印

(様式第4号)

資格審査結果通知書

平成 年 月 日

商号又は名称

代 表 者 名 様

長崎県知事 中村 法道 印

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社（所、店）の

参加資格を審査した結果、
資 格 が あ る
資 格 が な い
ものと決定しました。

記

- 1 競争入札名 平成29年度対馬自然の森案内業務委託

長崎県告示第64号

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）第4条第1項の規定により、有害図書類として、次のように指定する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

号数等	書 名	発 行 所	指 定 理 由
雑誌	なぜか摘発されないエロい店 200	鉄人社	著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認められるため。
コミック	フーズク店で彼氏はできるか?	祥伝社	
雑誌1月号	BOY' Sピアス 2017 1月号	サン・メディアレップ	
雑誌1月号	miniSUGAR 2017 1月号	秋水社	
雑誌	封印映像禁お宝大流出スペシャル	コスミック出版	
コミック	ドラッグレス・セックス	竹書房	
雑誌1月号	aya 2017 1月号	宙出版	
コミック	君は淫らな僕の女王	集英社	
コミック	こんな日常	コアマガジン	
コミック	「していいよ。」	一水社	
コミック1巻	神様、キサマを殺したい。	集英社	

※ 上記の外、長崎県少年保護育成条例第4条第3項第1号に規定する「書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定める内容を有するものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が、当該書籍又は雑誌の総ページ数の3分の1以上を占めるもの」に該当するものは、有害図書類である。

長崎県告示第65号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

加入区

津吉加入区

福島町加入区

三浦湾加入区

豊玉町日の出加入区

上対馬町南部加入区

長崎県告示第66号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
対馬市美津島町犬吠字黒崎124の7
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 長崎多良見線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡長与町三根郷字山似田134番1地先から 西彼杵郡長与町三根郷字山似田144番1地先まで	前	15.5~20.7	28.8	
	後	14.4~20.7	28.8	
西彼杵郡長与町三根郷字山似田177番1地先内	前	32.7~36.6	20.0	
	後	31.3~35.2	20.0	
西彼杵郡長与町三根郷字山似田177番1地先から 西彼杵郡長与町三根郷字並吉188番1地先まで	前	17.0~20.4	18.8	
	後	18.0~21.2	18.8	

長崎県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 長崎多良見線	西彼杵郡長与町三根郷字山似田134番1地先から 西彼杵郡長与町三根郷字並吉188番1地先まで	平成29年2月3日
主要地方道 長崎多良見線	西彼杵郡長与町三根郷字並吉188番1地先から 西彼杵郡長与町三根郷字並吉235番1地先まで	平成29年2月3日

長崎県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 上対馬豊玉線	対馬市上対馬町浜久須字陰島606番6地先内	平成29年2月3日

長崎県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 喜内瀬鍋串辻線	松浦市福島町里免字浦川1457番1地先から 松浦市福島町里免字矢別當1052番4地先まで	平成29年2月3日

長崎県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	壱岐市郷ノ浦町東触字上市山665番1地先から 壱岐市郷ノ浦町東触字上市山672番1地先まで	平成29年2月3日

長崎県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 上五島空港線	南松浦郡新上五島町小河原郷字黒崎5番11地先内	平成29年2月9日

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立の認証申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 申請のあった年月日 平成29年1月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称 特定非営利活動法人 ゆうかり
 - (2) 代表者の氏名 與賀田 千春
 - (3) 主たる事務所の所在地 長崎市伊良林1丁目10番1号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、小学校に就学している児童等（以下「児童」という。）に対して、育成支援に関する事業を行い、児童の健全育成の向上に寄与することを目的とする。
- 3 縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧の場所
長崎市江戸町2番13号 長崎県県民生活部県民協働課
 - (2) 縦覧の期間 申請書を受理した日から2月間

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款の変更の認証申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 申請のあった年月日 平成29年1月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称 特定非営利活動法人 長崎ベトナム友好協会
 - (2) 代表者の氏名 富岡 勉
 - (3) 主たる事務所の所在地 長崎市中園町6番17号八木ビル2階
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、長崎とベトナム社会主義共和国との親善友好を深め、経済、文化、科学技術の交流を図り、アジアおよび世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。
- 3 縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧の場所
長崎市江戸町2番13号 長崎県県民生活部県民協働課
 - (2) 縦覧の期間 申請書を受理した日から2月間

一般競争入札の実施（公告）

業務の調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
平成29年度対馬自然の森案内業務委託
 - (2) 業務内容
入札説明書添付の仕様書のとおり

- (3) 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
 - (4) 履行場所
入札説明書添付の仕様書のとおり
 - (5) 入札の方法
落札金額設定に当っては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。
 - (2) 競争入札の参加者の資格等に関する告示（平成29年長崎県告示第63号）に示した入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (3) この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者。
 - (4) 本社又は支社を長崎県対馬市内に有していること。
 - 3 入札参加資格を得るための申請の方法
入札を希望する者は、競争入札の参加者の資格等に関する告示（平成29年長崎県告示第63号）に定める審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の交付先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
長崎県環境部自然環境課
〒850-8570 長崎県長崎市江戸町2-13
電話 095-895-2381
 - 4 当該委託契約に関する事務を担当する部局等の名称等
3の部局とする。
 - 5 入札説明書の交付方法
（期間）この公告の日から平成29年3月3日までの間（県の休日を除く。）
（場所）3の部局及び以下の部局とする。
長崎県対馬振興局総務課
〒817-8520 長崎県対馬市厳原町宮谷224
電話 0920-52-1206
 - 6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
 - 7 入札の場所及び期日等
（場所）長崎県対馬振興局本館1階会議室
（期日）平成29年3月24日（金）14時30分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。
 - 8 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（総金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は

契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

9 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

10 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(5)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(7) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(8) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(9) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(11) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(12) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者が入札を行ったとき。

11 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 落札決定の取消

落札者が落札決定から契約締結までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

(3) その他、詳細は入札説明書による。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷338番地

吉川 孝明

長崎県南松浦郡新上五島町道士井郷450番地
畑村 信昭

- (2) 加入区
上五島町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
上五島町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷2273番地
上五島町漁業協同組合

土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

また、同条第2項の規定による決定に不服がある者は、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議の申出の決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 駄野土地改良区

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 駄野土地改良区設立に係る土地改良事業計画書の写し
 - (2) 定款の写し
- 2 縦覧期間
平成29年2月3日から平成29年3月3日まで
- 3 縦覧場所
波佐見町役場農林課

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営駄野地区土地改良事業（区画整理工）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営駄野地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間

平成29年2月3日から平成29年3月3日まで

3 縦覧場所

波佐見町役場農林課

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

長崎都市計画公園（2・2・303号 元村下街区公園）（時津町決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市計画課及び長崎県長崎振興局

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧期間 平成29年2月3日から平成29年2月16日まで

2 縦覧場所 県北振興局建設部砂防防災課、佐々町役場建設課

3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類

(1) 北松浦郡佐々町の一部

急傾斜地の崩壊及び土石流

4 意見書の提出

(1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

(2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。

(3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき佐々町長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先

〒857-8502 佐世保市木場田町3-25

県北振興局建設部砂防防災課

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

平成29年2月3日

長崎県知事 中村 法道

1 落札者等に係る工事内容

(1) 工事番号 28単債般001-1

(2) 工事名 「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」（仮称）新築工事

(3) 工事場所 長崎県大村市東本町

- (4) 工事概要 工事種別 新築工事
 主要用途 図書館
 構造及び階数 鉄骨造6階建て
 延べ面積 13,506.76㎡ (付属車庫等を含む。)
- (5) 予定価格 5,598,228,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 長崎県土木部建築課
 〒850-8570 長崎県長崎市江戸町2番13号
 電話 095-894-3091
- 3 落札決定日
 平成29年1月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
 戸田・上滝・堀内特定建設工事共同企業体
 代表構成員 戸田建設 株式会社 九州支店 執行役員支店長 窪田 浩一
 福岡県福岡市中央区白金2丁目13番12号
 その他の構成員 株式会社 上滝 代表取締役 上滝 満
 長崎県長崎市新地町5番17号
 その他の構成員 株式会社 堀内組 代表取締役 山下 功三
 長崎県佐世保市光町109番地
- 5 落札金額
 5,154,200,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 一般競争入札実施の公告を行った日
 平成28年11月4日
- 8 落札方式
 最高評価値 (「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」(仮称) 新築工事入札公告8による。)

正 誤

平成28年3月18日付け長崎県公報第10514号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
735	9	「若草交番」	「若草町交番」
735	11	「小島交番」	「小島町交番」
735	11	「獅子警察官駐在所」	「獅子町警察官駐在所」

発行者

長崎県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表
直通表(八九五)
二一一一
二一一六

印刷所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥